

事務連絡
令和5年9月5日

出店企業の皆様へ

(公財) 日本食肉流通センター

処理水の海洋放出に伴う風評影響の防止・抑制に向けた協力について
【協力依頼】

日頃から当センターの業務運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

農林水産大臣等から、ALPS処理水の海洋放出に伴う風評影響の防止・抑制に向けた協力について協力依頼がありましたのでお知らせします。

事務連絡
令和5年8月25日

関係団体各位

農林水産省大臣官房地方課
災害総合対策室

A L P S 処理水の海洋放出に伴う風評影響の防止・抑制に向けた協力について（周知依頼）

平素より農林水産行政に御理解、御協力を賜りまして誠にありがとうございます。

A L P S 処理水の処分について、政府は8月24日、処理水の処分が完了するまで安全確保、風評対策・なりわい継続に全責任を持って取り組むことを確認した上で、海洋放出を開始いたしました。

政府として、A L P S 処理水放出後の風評影響の防止・抑制のための対応を徹底することが重要と考えております。

については、風評影響の防止・抑制に向けて別添の通り要請いたしますので、貴団体におかれては、傘下の関係者に対して周知いただくようお願いいたします。また、各団体から周知を受けた企業、団体等におかれては、代表者の方から現場の調達・販売担当の方々まで本要請文の趣旨を周知し、適切に御対応いただくよう、特段の御配慮をお願いいたします。

お問合せ先

経済産業省資源エネルギー庁 原子力発電所事故収束対応室

電話：03-3580-3051

担当：

農林水産省大臣官房地方課災害総合対策室

田中、安藤

電話：03-3502-6442（直通）

復本第1695号
5地第199号
20230821資第8号
令和5年8月24日

各卸売業者団体の長 殿
各仲卸業者団体の長 殿
各小売業者団体の長 殿
各外食業者団体の長 殿
各中食業者団体の長 殿
各加工業者団体の長 殿
各宿泊業者団体の長 殿

復興大臣
農林水産大臣
経済産業大臣

アルプス
ALPS処理水¹の海洋放出に伴う風評影響の防止・抑制に向けた協力について
(周知依頼)

政府は、令和3年4月に、ALPS処理水を海洋放出する方針を決定し、本年8月には、政府としてALPS処理水の処分が完了するまで安全確保、風評対策・なりわい継続に全責任を持って取り組むことを確認した上で、海洋放出を開始することとしました。

本年7月に公表された国際原子力機関（IAEA）の包括報告書において、ALPS処理水の海洋放出に対する取組は、関連する国際安全基準に合致しており、ALPS処理水の海洋放出は、人及び環境に対し、無視できるほどの放射線影響となることが結論として示されているとともに、放出開始後もレビューやモニタリングを実施していくこと等が記

¹ 多核種除去設備等により、トリチウム以外の放射性物質について安全に関する規制基準値を確実に下回るまで浄化した水。トリチウムについても安全基準を十分に満たすよう、処分する前に海水で大幅に薄める。

載されています。また、原子力規制委員会による使用前検査の終了証も交付されるなど、放出前に確保されるべき安全性が、第三者による確認も含めて確認されています。

一方、ALPS処理水の海洋放出に伴う風評影響の発生について御懸念の声もあり、安全確保の取組に加え、政府として、ALPS処理水放出後の風評影響の防止・抑制のための対応を徹底することが重要です。

ついては、下記の事項について要請しますので、貴団体におかれては、傘下の関係者に対して周知いただくようお願いいたします。また、各団体から周知を受けた企業、団体等におかれては、代表者の方から現場の調達・販売担当の方々まで本要請文の趣旨を周知し、適切に御対応いただくよう、特段の御配慮をお願いいたします。

記

ALPS処理水の海洋放出に伴う風評影響の防止・抑制に向けて、以下の内容について、適切に御対応いただきたい。

- (1) ALPS処理水の海洋放出が行われたことをもって、福島県及びその近隣県の産品を取り扱わなかったり、買いたたいたりするなど、差別的に取り扱うことがないようにお願いしたい。
- (2) ALPS処理水の海洋放出による風評影響を生じさせないためにも、産品の魅力発信・消費拡大に取り組むことが重要であり、販売フェアの実施や常設的な取扱いを通して、福島県及び近隣県の産品の積極的な魅力発信・消費拡大に御協力いただきたい。
- (3) ALPS処理水に係るモニタリングについては、特に放出後当面の間において、福島県沿岸の分析地点の追加及び分析頻度の増加を行うとともに、迅速分析を実施するなど、体制を強化・拡充している。経済産業省のホームページ（別記）にて結果が一目で分かるマーク形式での表示を行っているほか、水産庁のホームページ（別記）にて水産物のトリチウムの迅速分析の結果を、環境省のホームページ（別記）にて各機関の測定結果を分かりやすく発信しており、必要に応じて御参照いただきたい。
- (4) ALPS処理水の海洋放出を理由とする取引停止や買いたたきなど、実際の取引におけるお困りごとが生じた場合に御相談いただける専用ダイヤルを開設するとともに、個別の施策についての問い合わせ先を別記のとおり整理しているので、御活用いただきたい。
- (5) 取引先や消費者からの問い合わせがあった場合に御活用いただけるような、ALPS処理水やその海洋放出による影響についての簡単なリーフレット（別添1）や詳しいQ&A（別添2）、解説動画のための二次元コード（別記）を作成するとともに、福島県産や近隣県産の食品の安全性に関する問い合わせ窓口（別添3）を設置しているので、御活用いただきたい。

以上

【通知内容に関する問合せ先】

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力発電所事故収束対応室
電話：03-3580-3051

別記

<ALPS 処理水放出に関する風評影響専用ダイヤル>

電話番号：03-3501-0186

受付時間：午前9時～午後6時（月～金[除く休祝日]）

<個別の施策についての問い合わせ先>

- (1) 中小機構、JETRO、よろず支援拠点の特別相談窓口

新たな販路開拓など、今後の販売先についての相談や、資金繰りや経営基盤強化・戦略見直しなど、今後の経営に関する相談についての窓口



- (2) ALPS 処理水の海洋放出に伴う需要対策（水産物安定供給推進機構）

水産物の需要減少等の風評影響が生じた場合の緊急避難的措置として、水産物の販路拡大や一時的買取り・保管等を支援



- (3) 東京電力による風評被害に対する賠償

福島第一原子力発電所の処理水放出に関する損害賠償についての御相談専用ダイヤル
電話番号：0120-429-250

受付時間：午前9時～午後7時（月～金[除く休祝日]）

午前9時～午後5時（土・日・休祝日）

<ALPS 処理水に係るモニタリング>

- (1) 経済産業省のホームページでは、ALPS 処理水に係るモニタリングについて結果が一目で分かるマーク形式での表示を行っている。必要に応じて御参照いただきたい。



- (2) 水産庁では、ALPS 処理水の放出口から、数 km 離れた地点(2か所)で水産物のサンプルを採取しており、翌日又は翌々日にトリチウムの迅速分析の結果をホームページで公表している。必要に応じて御参照いただきたい。



- (3) 環境省のホームページでは、各機関の測定結果をまとめて分かりやすく発信している。必要に応じて御参照いただきたい。



<解説動画のための二次元コード>

ALPS 処理水の海洋放出後も水産物の安全性が変わらず確保されることを説明する動画を作成し、動画に簡単にアクセスできる二次元コードを準備したので、御活用いただきたい。



<ALPS処理水についての説明資料>

リーフレットやQ&Aを作成しているので、御活用いただきたい。日本語のほか、英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語のコンテンツも用意している。



<復興全体のポータルサイト>

復興庁 福島の今

「風評被害」をなくすため、できるだけ多くの人に、放射線のことや福島県の今の様子を知ってもらうことを目的としたポータルサイト。必要に応じて御参照いただきたい。



① 厳しい
基準値のもと、
徹底した
安全確保を
続けてきました。



② ALPS処理水は
安全基準を
満たした上で
放出します。



③ 海洋放出による
人体や環境への
影響は
考えられません。



もっと詳しく知りたい方へ

●ALPS処理水について



資源エネルギー庁 電話:03-3580-3051
メール:bzi-hairo-syortsuitaisaku@meti.go.jp

●福島第一原発事故による
水産物への影響と対応について



水産庁 電話:03-6744-2030

●福島県産の
食品の安全性について



ふくしまの食 相談センター



水産物の
安全・安心のために
美味しい海の幸を、これからも。

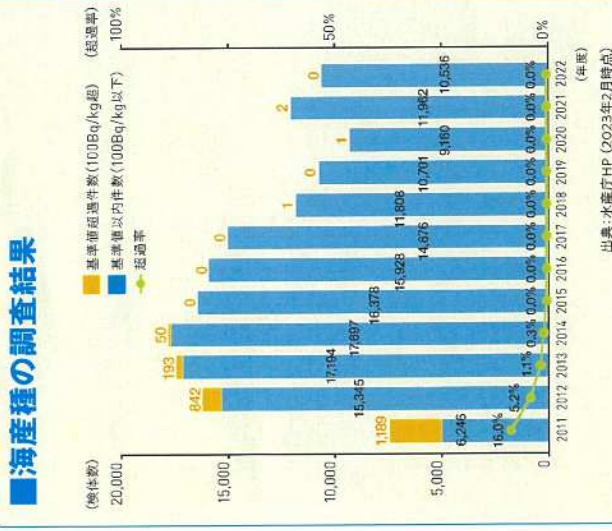
みなさんの食卓に届く美味しい海の幸を
これからも安心して食べていただくために、
安全確保のための徹底した取組について
紹介します。



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

1 これまでも 厳しい基準値のもと、 徹底した安全確保を 続けてきました。

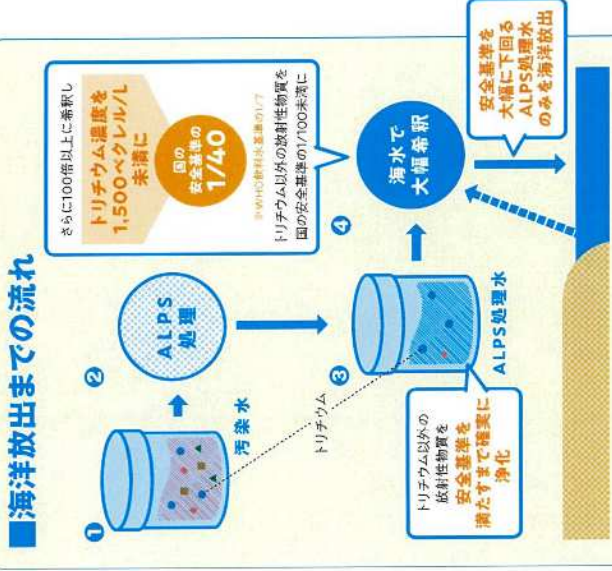
震災以降、国がすべての世代に配慮して定めた厳しい基準値に基づき、水産物の徹底した検査を実施してきました。2015年以降は、基準値を上回る魚はほぼありません。



2 ALPS処理水は、 安全基準を 満たした上で 放出します。

福島の大前堤となる廃炉を進めるため、政府は、東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水について、安全基準を十分に満たした上で、海洋に放出する方針を決めました。

なお、ALPS処理水に含まれるトリチウムは、私たちの身体や自然界に広く存在する物質で、国内外の原子力施設からも海に放出されています。



3 海洋放出による 人体や環境への 影響は 考えられません。

日頃から近海の魚を多く食べる場合も想定し、海洋放出による影響を評価したところ、日常受けている放射線からの影響と比べても、極めて小さいと確認されています。放出前後でモニタリングも行い、放射性物質濃度に大きな変化が生じていないか確認します。また、IAEA(国際原子力機関)にも、IAEAの安全基準が守られているかを厳しくチェックしてもらっています。



Q11

海生生物の飼育試験とは何をやっているの？

A: ALPS処理水の安全性を目に見える形でお示しするための取組です。



希釈放出するALPS処理水と同じ環境下で、海生物(ヒラメ、アワビ等)の飼育試験を行い、通常の海水での飼育状況と比較するとともに、海生生物の中のトリチウム濃度が周辺の海水の濃度以上にならないことを確認します。海洋放出開始後は、実際に環境中へ放出された水による飼育を行います。

Q12

いつまで放出するの？

A: 福島第一原発の廃止措置が完了する2041年までの間で放出も完了します。



東京電力が提出した実施計画(令和4年7月22日変更版)においては、ALPS処理水の放出に際するシミュレーションは「仮に2023年度から放出開始し2051年度に完了する」とした場合」として実施されています。

もっと詳しく知りたい方へ

●ALPS処理水について
資源エネルギー庁
電話:03-3580-3051
メール:bel-hairo-synerbitaisaku@meti.go.jp



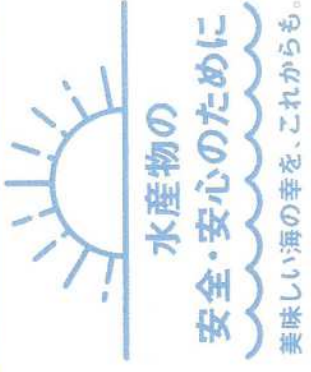
●福島第一原発事故による水産物への影響と対応について
水産庁
電話:03-6744-2030



●福島県産の食品の安全性について
水くしまの食 相談センター



ALPS処理水に関するQ&A集



- Q1: 食品中の放射性物質の基準値はどうなっているの？
- Q2: 基準値を超える魚が出たらどうするの？
- Q3: トリチウムとはどんな物質なの？
- Q4: トリチウム以外の放射性物質は浄化できているの？
- Q5: 他の原子力施設から排出される水とは違うのでは？
- Q6: 海水で薄めても、たくさん流したら危険ではないの？
- Q7: 海水のトリチウムのモニタリングはどのように実施するの？
- Q8: 水産物のトリチウムのモニタリングはどのように実施するの？
- Q9: 水産物のトリチウムの測定結果がわかるまでは時間がかかると聞いた。これでは水産物の安全性がわからないで不安。
- Q10: モニタリング結果を確認するにはどこを見ればいいのか？
- Q11: 海生生物の飼育試験とは何をやっているの？
- Q12: いつまで放出するの？

これまでの水産物の安全確保に向けた取組

Q1

食品中の放射性物質の基準値はどうなっているの？

A: セシウム100ベクレル/kg^(a)が基準値として設定されています。

年間
1mSv
100Bq/kg

現行の基準値は、食品中の放射性物質から受ける放射線量が、国際放射線防護委員会(ICRP)が示す「年間1ミリシーベルト」を越えないように設定されています。具体例には、セシウム以外の放射性物質の影響も考慮した上で、全ての世代に配慮して設定されました。なお、こうした厳しい基準値に基づく管理の結果、食品から1年間受ける放射線量の推計値は、どの地域でも、1ミリシーベルトの0.1%以下になっています^(a)。

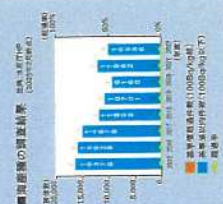
(a)11月の1日の100ベクレル/kgには、東京電力福島第一原発の事故による影響が100ベクレル/kgに比べて約700分の1、平均放射線量は、年間0.23ミリシーベルト(平均年間0.10)

Q2

基準値を超える魚が出たらどうするの？

A: 基準値を超える魚が流通しないよう、速やかに対応します。

水産物から基準値を超える放射性物質が検出された場合には、同水域で漁獲された同種の水産物が流通することがないよう、速やかに出荷の自粛要請や出荷制限指示等が出されます。なお、2015年以降、水産物で基準値を上回ったのは4例のみです^(a)。



(a)基準値を超える放射性物質が検出された水産物のうち、基準値を超過している放射性物質が最も多い水産物(放射性物質濃度が最も高い水産物)は、出荷制限が実施された魚(魚種)が検出されたことと対応した対応を実施しています。

ALPS処理水とは？

Q3

トリチウムとは
どんな物質なの？

A: 水素の仲間で、自然界にも広く存在する放射線物質です。

トリチウムとは、水素の仲間で、私たちの身体や自然界に広く存在しています。その放射線のエネルギーは非常に弱いため、放射線が通るここから入ります。また、体内に入っても蓄積されることはなく、水と一緒に体外へ排出されます。世界各国の原子力施設からもトリチウムは海に放出されていますが、それらの施設周辺からは、トリチウムが原因とされる影響は見つかっていません。



Q4

トリチウム以外の
放射線物質は
浄化できて
いるの？

A: 安全基準を満たすまで、浄化処理を行います。

現在タンクに貯蔵されている水のうち、約7割の水には、トリチウム以外の放射線物質が安全基準を2倍以上に含まれています。しかし、これらの放射線物質は再度浄化処理（二次処理）を行うことで取り除かれます。浄化放出前には、ALPS処理水に含まれる放射線物質が安全基準を下回ることを確認します。専門家を有する第三者として、JAEAも分析を行います。



Q5

他の原子力施設
から排出される
水とは違うのでは？

A: 排水する際の安全性は、放射性物質の種類によらず、含まれるすべての放射性物質の放射線影響の合計で判断します。

浄化前の汚染水には、一般の原子力発電所からの排水には通常含まれない放射性物質も含まれますが、ALPSによる浄化処理により国の安全基準をクリアするまで取り除かれます。安全基準は、確立された国際的な基準を踏まえて定められており、放射性物質の種類によらず、また事故発生が通常炉か非常炉かわからず、含まれるすべての放射性物質の放射線影響の合計で判断されます。

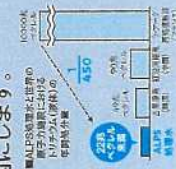


Q6

海水で薄めても
たくさん流したら
危険ではないの？

A: トリチウムの年間放出総量は、事故前と同じ年間22兆ベクレルの範囲内になります。

まず、放射性物質については、その存在の量が時間ではなく、人体や環境に影響を与えない濃度であることが重要であり、ALPS処理水も、全ての放射性物質について、基準となる濃度を満たす形で放出します。その上で、風評影響を最小限抑制するため、トリチウムの年間放出総量は、事故前の濃度第一層の放出管理値である年間22兆ベクレルを下回る水準とすることになっています。



ALPS処理水の海洋放出による影響

Q7

海水のトリチウムの
モニタリングは
どのように
実施するの？

A: トリチウムの拡散予想に基づき、放水口から10kmの範囲を多めに測定します。

海中のトリチウム濃度は、放水口から10km程度離れると、放出前に比べて付かないと考えられるので、10kmの範囲を多めに測定します。その上で、海の上で、50km、50km程度離れた測点や、宮城県沖南部、茨城県沖北部も測定します。



Q8

水産物のトリチウムの
モニタリングは
どのように実施するの？

A: 令和5年度は年間約380検体の測定を実施します。

令和4年度から実施してきた世界で一般的に行われている方法での測定（年間200検体）分析結果がわかるまで1〜2か月に加え、令和5年度から、より迅速に分析できる方法（年間180検体）を追加し、得られた結果は水産物のウェブサイトに速やかに公表します。



Q9

水産物のトリチウムの
測定結果がわかるまでは
時間がかかると聞いた。
これでは水産物の安全性が
わからないのでは？

A: 水産物のトリチウム濃度は、海水のトリチウム濃度を測ることで一定の評価が可能です。精密な分析を行う場合、水産物のトリチウム濃度測定には時間がかかりますが、放出直後には風評抑制のため、迅速に結果を出す分析も行います。



水産物のトリチウム濃度は、それらが生活する海水のトリチウム濃度とほぼ同じになるため、まずは、近隣の海水のトリチウム濃度を測定し、放出前の濃度値や日本全国の過去の測定値との比較を行うことも、WHOの飲料水基準（10,000ベクレル/L）を基準に下回っているかどうかを確認していきます。通常、水産物のトリチウム濃度の測定には約1.5か月の分析期間を要しますが、放出直後は、できる限り早く水産物のモニタリングの結果を把握し、風評を抑制するため、検出下限値を10Bq/L程度と高く設定することで、翌日又は翌々日には結果を得られる迅速分析法も導入します。

Q10

モニタリング結果を
確認するには
どこを
見ればいいのか？

A: 各都道府県が行うモニタリング結果をまとめて掲載するウェブサイトをまとめています。

各都道府県が行う海水等のモニタリング結果については、環境省の新しい専用ウェブサイトでも分かりやすい形で閲覧できるようになります。また、環境省が実施するモニタリング結果についても、同社が新たに作成した分かりやすいウェブサイトでも公開していきます。





ふくしまの食 相談センター

開

設

福島県産や近隣県産の食品の安全性をお伝えします

当センターは、福島県産や近隣県産の食品の安全性をお伝えするため、小売店や飲食店等の方々からのご質問やご相談にお答えする窓口です。

＼ 私たちがお答えします ＼



相談
⇔
回答



海産物の
安全性はどのように
確保されていますか？

食品別の検査
について
教えてください

食品中の
放射性物質の基準は？
その考え方は？

詳しくは
WEB
サイトへ



福島県産や近隣県産の食品に関するご質問・ご相談は下記よりお問い合わせください

ふくしまの食 相談センター

受付時間

火・水・木・土・日曜日 10:00-16:00

定休日

月・金曜日

※月・金曜日が祝日の場合、ご相談を受け付けます。その際は、翌平日をお休みします。



fukushima@zenso.or.jp



フリーダイヤル
(無料)

0120-660-926



03-5614-0926



<https://fukushima-food-consultation-center.jp>



ご相談にはユーザー名とパスワードが必要です【ユーザー名:fukushima_FCC / パスワード:20210302】 (2023.4)